

# 美しい水環境を守るために！

## ・・・浄化槽管理者（所有者等）の義務について・・・

### 浄化槽を使い始めた時（浄化槽法第10条の2）

浄化槽の使用を開始してから**30日以内**に使用開始年月日などを記載した「**浄化槽使用開始報告書**」をお住まいの市役所・町村役場に提出してください。

### 浄化槽の維持管理

浄化槽管理者は、浄化槽の維持管理として「**設置後の水質検査**」「**保守点検**」「**清掃**」「**定期検査**」を行うことが浄化槽法により義務付けられていますので、専門の業者へ委託・依頼し、必ず実施してください。

#### 設置後の水質検査（浄化槽法第7条第1項）：使用開始後4～8箇月の間に1回

【目的】浄化槽設置工事が適切に行われ、浄化槽の機能を発揮しているか否かを確認します。

【連絡先】（一般社団）京都府浄化槽協会（Tel 075-751-9065）に御連絡ください。検査機関と調整します。

【検査機関】（公益社団）京都保健衛生協会（Tel 075-681-1727）

【検査料】浄化槽設置時に納入していただいているので、新たな**検査料金は不要**です。

※罰則：水質検査を行わない場合は30万円以下の過料（浄化槽法第66条の2）

#### 保守点検（浄化槽法第10条第1項）：毎年3回以上（浄化槽の種類により異なります）

【目的】浄化槽の機能維持のため、点検や機械調整、修理、消毒剤の補充等を行います。

【委託先】知事登録を受けた業者は京都府ホームページに掲載しています。また、業者の登録の有無は**京都府の各保健所**で御確認いただけます。<http://www.pref.kyoto.jp/gesui/news/general/2008/7/1214973403309.html>

※罰則：保守点検を規定どおり行わない場合は6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金（浄化槽法第62条）

#### 清掃（浄化槽法第10条第1項）：毎年1回以上（浄化槽の種類により異なります）

【目的】浄化槽の機能維持のため、浄化槽に溜まった汚泥を抜き取り、機械を洗浄します。

【委託先】市町村長の許可を受けた業者を**お住まいの市役所・町村役場**に御確認ください。

※罰則：清掃を規定どおり行わない場合は6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金（浄化槽法第62条）

#### 定期検査（浄化槽法第11条第1項）：毎年1回

【目的】浄化槽の保守点検・清掃が適正で浄化槽の機能を発揮しているか否かを確認します。

【検査機関】（公益社団）京都保健衛生協会（Tel 075-681-1727）に御連絡ください。

【検査料】**5,000円～/1回**（浄化槽の大きさによって異なりますので、検査機関に御確認ください。）

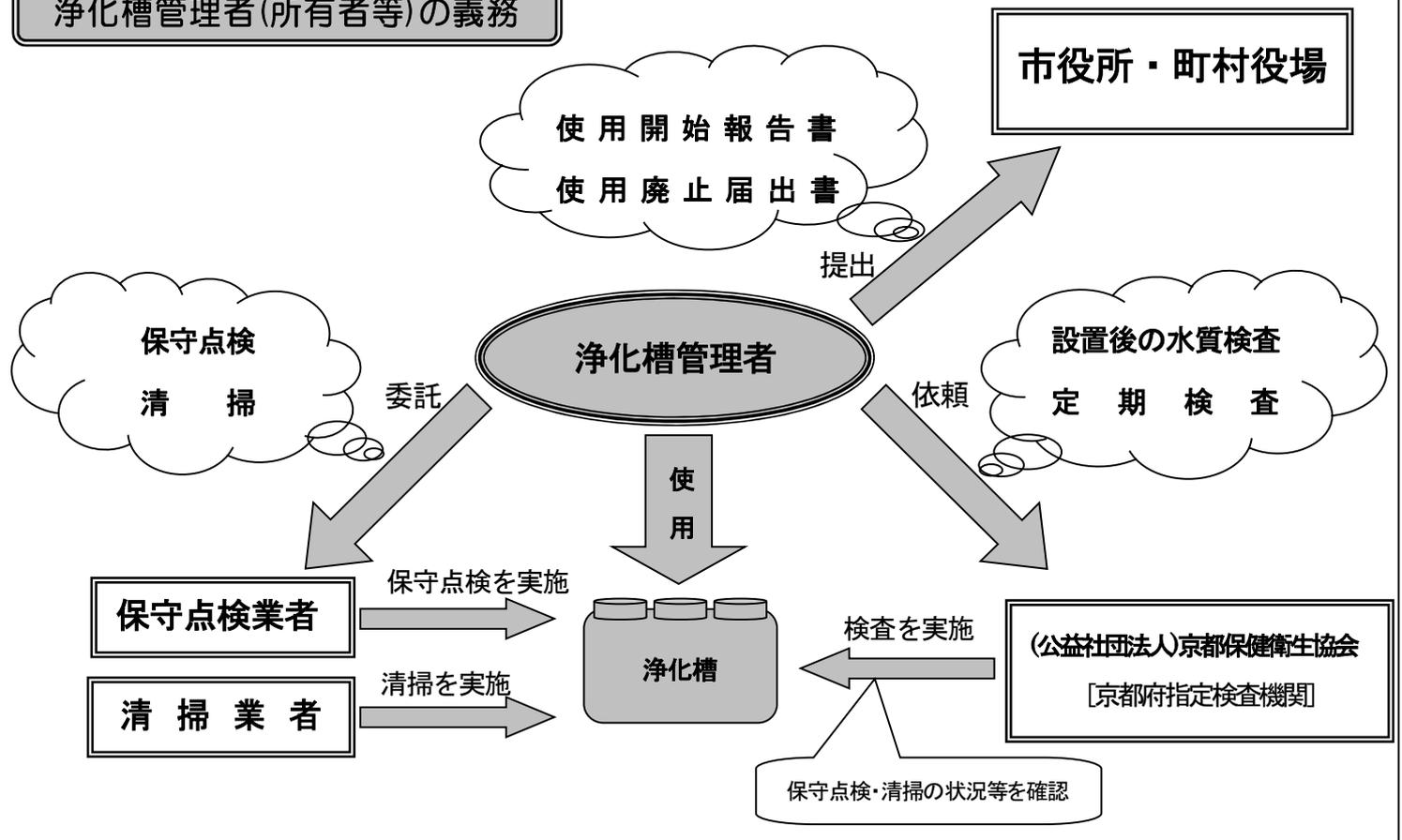
※罰則：定期検査を行わない場合は30万円以下の過料（浄化槽法第66条の2）

## 浄化槽の使用を止める場合 (浄化槽法第11条の2)

浄化槽の使用を止める場合は、浄化槽清掃業者へ依頼し浄化槽の「最終清掃」と槽内の「消毒」を行った上、浄化槽の使用を止めてから**30日以内**に「**浄化槽使用廃止届出書**」をお住いの**市役所・町村役場**に提出してください。

※罰則：浄化槽使用廃止を届出しなかった場合は5万円以下の過料（浄化槽法第68条）

## 浄化槽管理者(所有者等)の義務



## お問い合わせ先

久御山町 産業・環境政策課 (TEL 075-631-9964) <http://www.town.kumiyama.lg.jp/>  
(公益社団法人) 京都保健衛生協会 (TEL 075-681-1727) <http://www.ki-phs.or.jp/index.html>  
(一般社団法人) 京都府浄化槽協会 (TEL 075-751-9065) <http://www.eonet.ne.jp/~kyojyokyo/>